

請願第5号 政務調査費の領収書の全面公開を求める請願について、改革市民会議を代表し、討論を行います。

枚方市議会の各会派から選出された議員で構成する第2次議会改革懇話会の平成16年2月19日付の報告書では、政務調査費についての懇話会委員の意見を集約したのものとして、「収支報告書に主要な支出内訳を記載すること及び領収書の添付を義務付けること」の2点が明記されており、また、この改善は、「関係条例や施行規則の改正が年度途中になることがあっても、平成16年度当初にさかのぼって適用されるべき」との結論を出しています。その後、16年度内に収支報告書を公開することになりましたが、領収書については、依然、情報公開の対象となっていません。そのような状況の中、私共の会派では、平成17年6月10日付で領収書の公開を含めた課題について協議する場を再度設けて欲しい旨、議長に申し入れを行いましたが、取り上げられることなく現在に至りました。

枚方市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第10条第1項に、「政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書その他の証拠書類を整理し、及び保存するものとする。」とあり、また同条第2項で「前項の会計帳簿及び証拠書類の保存期間は、収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。」とされています。同条例施行規則の「使途基準」に基づいて拠出された政務調査費の裏づけとなる領収書が既に議員個人の元で保管されております。すぐにでも公開するよう関係条例や施行規則の改正を行うべきと考えます。

以上のことから本請願を採択することに賛成であることを表明し討論と致します。